

1 病弱・身体虚弱について

病弱とは、心身が病気のために弱っている状態をいい、身体虚弱とは、病気ではないが不調な状態が続く、病気にかかりやすいといった状態をいう。これらの用語は、このような状態が継続して起こる又は繰り返し起こる場合に用いられており、例えば風邪のように一時的な場合は該当しない。

病弱・身体虚弱の子供に対する教育（以下「病弱教育」という。）では、小中学校や高等学校等の通常の学級に在籍する子供が、病気により入院することがあるので、病弱教育に直接関わる者だけでなく、教職員や保護者、教育委員会等の学校設置者にも理解を広げ、子供が入院したときや退院後も適切な教育的対応ができるようにする必要がある。

2 病弱・身体虚弱の子供の教育的ニーズ

(1) 早期からの教育的対応の重要性

特別支援学校（病弱）や病弱・身体虚弱特別支援学級に在籍する子供の中には、小学校又は特別支援学校小学部に入学した後に入院が必要となる者もいるが、乳幼児期に手術を受け、その後も継続して又は繰り返して医療を必要とする者、あるいは乳幼児期から服薬等を継続して必要としている者などがいる。就学後も、病弱又は身体虚弱のため特別な指導内容や支援を必要とする子供については、就学前の病気の状態や課題などについて、認定こども園等や児童発達支援施設等、そして医療関係者だけでなく、病院内で保育等を行っている保育士等からも情報を得ることが重要である。

病弱・身体虚弱の子供の教育では、早期発見と早期からの教育的対応が非常に重要である。しかし、病気が見つかる時期によっては、就学直前であったり、就学後の場合もあつたりするため、本人や保護者の許可を得た上で病院と連携しながら情報を収集する必要がある。

(2) 教育的ニーズを整理するための観点

① 病弱・身体虚弱の状態等の把握

病弱・身体虚弱の状態等を的確に把握するためには、様々留意すべき点がある。例えば、観察による把握では、本人及び保護者と相談する場合は、本人の病気等の状態に応じて実施できるように、本人が安心できる環境を用意し、聞き取りや観察を通して、身体の状態や精神的な状態について把握することが大切である。また、医療機関からの情報の把握では、現在の医療機関やこれまでにかかっていた専門の医療機関がある場合には、診断や検査結果、それに基づく医学的所見を把握することが重要である。病院でCLSによる保育等も行われている場合もあるため、療育の内容なども重要な情報となる。そして、保護者からの情報による把握では、保護者が日頃本人の状態について観察している点や保護者との関わりの様子などから聞き取って把握することが必要である。その際、同席している保護者と本人との関わりの様子も重要な情報となる。

さらに、医学的側面からは、指導上の配慮事項を把握するために、単に疾患名だけでなく進行性のものであるかどうか、治療の過程や予後はどうかなどについても把握しておくことが大切である。必要な場合には、本人や保護者の許可を得た上で、主治医等から必要な情報を得ることも、病弱・身体虚弱の子供の場合は特に重要である。

② 病弱・身体虚弱の子供に対する特別な指導内容

病気等の状態の理解と生活管理に関する指導内容では、病弱教育では、病気等の自己管理能力を育成することは重要な指導内容の一つである。そのため、病弱・身体虚弱の子供にとって必要な生活規制とは、他人からの規制ではなく「生活の自己管理」と考えて取り組むことが大切である。また、「生活の自己管理」をする力とは、運動や安静、食事などの日常の諸活動において、必要な服薬を守る力、自身の病気等の特性等を理解した上で心身の状態に応じて参加可能な活動を判断する力（自己選択・自己決定力）、必要なときに必要な支援・援助を求めることができる力であり、それらを育成することが必要である。

コミュニケーションに関する指導内容では、進行性の病気の子供の場合、症状が進行して言葉による表出が困難になることがある。今後の進行状況を見極め、今まで出来ていたことが出来なくなることによる自己肯定感（自己を肯定的に捉える感情）の低下と、そのことに対する心のケアに留意するとともに、コミュニケーション手段を本人と一緒に考え、自己選択・自己決定の機会を確保しながらコミュニケーション手段を活用する力を獲得して行くことも大切である。

③ 病弱・身体虚弱の子供の教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容

病弱・身体虚弱の子供に、必要な合理的配慮や必要な支援を提供することで、学習への参加や学習内容の理解などが可能となるようにするため、その支援の内容を検討する必要がある。

学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮として、服薬の意味と定期的な服薬の必要性の理解等、服薬管理や環境調整、病状に応じた対応等ができるように指導する。また、入院等による学習空白を考慮した学習内容に変更・調整する等、病気等により実施が困難な学習内容について、主治医からの指導・助言や学校生活管理指導表に基づいた変更・調整を行う。

情報・コミュニケーションの配慮として、病気等のための移動範囲や活動量が制限されている場合に、ICT等を活用し、間接的な体験やコミュニケーションの機会を提供する。また、入院時の教育の機会や短期間で入退院を繰り返す子供の教育の機会を確保する。その際、Web会議システムを活用した同時双方向型の授業配信の実施や体験的な活動を通して基礎的な概念の形成を図る等、入院による日常生活や集団活動等の体験不足を補うことができるようにする。

災害時等においては、医療機関への搬送や必要とする医療機関から支援を受けることができるように、病院へ搬送した場合の対応方法、救急隊員等への事前の連絡、急いで避難することが困難な子供（心臓病等）が逃げ遅れないための支援等、子供の病気等に応じた支援体制を整備する。

3 病弱・身体虚弱の子供の学校や学びの場と提供可能な教育機能

(1) 特別支援学校（病弱）

- 一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの
- 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの（学校教育法施行令第22条の3）

特別支援学校（病弱）には、小学部、中学部、高等部が設置されており、医療機関と連携を図りながら、子供の病状等に応じて教育が行われている。小中学部では、通学の子供への学級だけでなく、隣接の病院に教員が出向いて授業を行うベッドサイド学級、病院内に設置された教室での施設内教育学級、各病院の病室に教員が出向いて授業を行う訪問教育学級がある。

(2) 小中学校等における学びの場

① 通常の学級における指導

病弱・身体虚弱の子供は、通常の学級で、健康面や安全面等に留意しながら学習していることが多い。この場合の留意事項としては、教室の座席配置、休憩時間の取り方、体育等の実技における配慮等の指導上の工夫や、体調や服薬の自己管理を徹底することなどがある。

② 通級による指導（病弱・身体虚弱）

- 病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの（平成25年10月4日付け25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知）

子供の自立を目指し、病気等における学習上又は生活上の困難さを主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、心身の調和的発達の基盤を培う必要がある場合、通級による指導を行うことを検討することになる。例えば、気管支喘息の子供の腹式呼吸法の練習や、I型糖尿病の子供の運動量と血糖値の測定などを身に付ける場合などの指導が考えられる。

なお、通級による指導の内容については、各教科の内容を取り扱う場合でも、障害による学習上又は生活上の困難の改善又は克服を目指す指導であることに留意することが大切である。

③ 病弱・身体虚弱特別支援学級

- 一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの
- 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの
(平成25年10月4日付け25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知)

(7) 病院内に設けられている病弱・身体虚弱特別支援学級

病院内に設けられた病弱・身体虚弱特別支援学級では、各教科の指導の他、健康の回復・改善等を図るための自立活動の指導も行われている。また、各教科の指導は入院や治療のために学習空白となっている実態を把握し、必要に応じた指導内容の精選、身体活動や体験的な活動を伴う学習は、工夫された教材・教具などを用いて指導の効果を高めるといった配慮が求められる。

(イ) 小中学校等の校舎内に設けられている病弱・身体虚弱特別支援学級

小中学校等内に設けられた病弱・身体虚弱特別支援学級には、多くの場合は入院を必要としないが、持続的又は間欠的に医療や生活の管理が必要な子供が在籍している。特別支援学級では通常の学級とほぼ同様の授業内容、授業時数による指導が行われており、それに加え、自立活動として健康状態の維持、回復・改善や体力の回復・向上を図るための指導も行われている。

【参考資料】教育的ニーズを整理するための調査事項の例（病弱・身体虚弱）

以下の資料は、病弱・身体虚弱の子供の教育的ニーズを整理するための三つの観点を踏まえて調査票の参考例として調査事項等を示したものである。実際の調査においては、以下に加え調査事項を追加する等により活用することを意図している。

なお、詳細な事項の内容については、本編Vを参照のこと。

1 病弱・身体虚弱の子供の教育的ニーズについて～教育的ニーズを整理するための観点～		
① 病弱・身体虚弱の状態等の把握		
視 点	事 項	記 録
医学的側面	障害に関する基礎的な情報の把握	
	既往・生育歴	
	病気等の状態	
	心身の状態や発達	
	医療的ケアの実施状況	
	現在使用中の機器や補装具等	
心理学的・教育的側面	発達の状態等に関すること	
	・身体健康と安全	
	・姿勢	
	・基本的な生活習慣の形成	
	・運動・動作	
	・意思の伝達能力と手段	
	・感覚機能の発達	
	・知能の発達	
	・情緒の安定	
	・社会性の発達	
	・障害が重度で重複している子供	
	本人の状態等に関すること	
	・病気等の理解	
	・病気等による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために、工夫し、自分の可能性を生かす能力	
	・自立への意欲	
	・対人関係	
	・学習意欲や学習に対する取組の姿勢	
	随検査の実施	
	個別式検査の活用	
	発達検査等について	
	検査結果の評価	
検査実施上の工夫等		
行動観察について		
認定こども園・幼稚園・保育所、児童発達支援施設等からの情報の把握		
・学校での集団生活に向けた情報		
・成長過程		

② 病弱・身体虚弱の子供に対する特別な指導内容等	
病気等の状態の理解と生活管理に関すること	
情緒の安定に関すること	
病気等による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること	
移動能力や移動手段に関すること	
コミュニケーション手段の選択と活用に関すること	
表出・表現する力の育成	

③ 病弱・身体虚弱の子供の教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容		
ア 教育 内容 ・ 方法	(ア) 教育内容	
	a 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮	
	b 学習内容の変更・調整	
	(イ) 教育方法	
	a 情報・コミュニケーション及び教材の配慮	
	b 学習機会や体験の確保	
イ 支 援 体 制	c 心理面・健康面の配慮	
	(ア) 専門性のある指導体制の整備	
	(イ) 子供、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮	
ウ 施 設 ・ 設 備	(ウ) 災害等の支援体制の整備	
	(ア) 校内環境のバリアフリー化	
	(イ) 発達障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮	
	(ウ) 災害等への対応に必要な施設・設備の配慮	

2 学校や学びの場について	
設置者の受け入れ体制	小・中学校の状況
本人・保護者の希望	希望する学校、教育の場
	希望する通学方法

3 その他	
併せ有する他の障害の有無と障害種	